- 被告は、原告に対し、金六八八万〇三八二円及びこれに対する昭和六〇年五月 二六日から支払済みまで年五分の割合による金員を支払え。
- 原告のその余の請求を棄却する。
- 三 る。 訴訟費用はこれを五分し、その一を原告の負担とし、その余を被告の負担とす
- 四 この判決は原告勝訴の部分に限り仮に執行することができる。

事 実

当事者の求めた裁判 第一

- 請求の趣旨
- 1 被告は、原告に対し、金八九九万七〇〇〇円及びこれに対する昭和六〇年四月 一日から支払済みまで年五分の割合による金員を支払え。 1
- 訴訟費用は被告の負担とする。 2
- <u>3</u> 仮執行宣言
- 請求の趣旨に対する答弁
- 1 原告の請求を棄却する。
- 訴訟費用は原告の負担とする。

: 当事者の主張

- 請求原因
- 1 原告は、昭和二三年八月一日、訴外清水水産株式会社(以下、「清水水産」という。)と雇用契約を締結し、同社に勤務していたが、昭和四七年四月一日、同社 から、同社との雇用契約を継続したまま被告への出向を命ぜられて、同日から被告 に勤務した。そして、原告は、昭和五三年九月三〇日、清水水産から出向を免ぜら れたため、同社との雇用契約はこれにより終了した。
- 2 次いで、原告は、同日、被告との間で雇用契約を締結し、以来被告に雇用されてきたが、昭和六〇年三月三一日をもって被告を退職した。 3 清水水産の退職金支払基準は、退職時における基本給と物価手当を加算した額に勤務年数を乗じ、更にそれに勤務年数に応じた係数を乗じて算出するというものであって、原告が清水水産を援助した昭平五三年九月三〇日の時点では、原告の基本をファールの第一次を表しており、原告の基本をファールの第一次を表しています。 本給一三万五三〇〇円、物価手当四万五五九〇円、勤務年数三〇年二か月、係数は 一・五であるから、これに基づいて算出すると、清水水産が原告に支払うべき退職 金は八一八万五二七二円となる。
 4 清水水産は、昭和五三年九月三〇日、原告の出向を免じた際、その時点におい
- て同社が原告に対して支払うべき退職金相当額を被告に支払い、被告に右退職金支 払義務の履行を委託した。
- 被告会社の退職金支払いの基準は、清水水産のそれと全く同一内容であって、 原告が被告を退職した昭和六〇年三月三一日の時点では、原告の基本給一三万五三 〇〇円、物価手当五万一〇〇〇円、勤務年数六年六か月、係数は一・一であるか ら、これに基づいて算出すると、被告が原告に支払うべき退職金は一三三万二〇四 五円となる。
- 原告は、被告に対し、昭和六〇年五月二五日、右3及び5の退職金の合計額を 支払うよう請求した。
- 7 よって、原告は、被告に対し、清水水産からの委託に基づいて原告に支払うべき退職金ハー八万五二七二円、原告の退職に基づき被告が原告に対して支払うべき 退職金一三三万二〇四五円の内金八一万一七二八円及びこれに対する弁済期経過後 である昭和六〇年四月一日から支払済みまで民法所定の年五分の割合による遅延損 害金の各支払いを求める。
- 請求原因に対する認否及び被告の反論
- 請求原因1のうち、原告と清水水産との雇用契約の締結の日時は知らない。その余の事実は認める。同2ないし5はいずれも否認する。同6は明らかに争わない。 被告は清水水産との間で、原告が主張するような退職金支払の履行の委託を受け たことはないから、被告が原告に対し清水水産に代わってその退職金を支払うべき 義務はない。

また、被告は、昭和五六年一一月二五日、当時被告の業務課長であった原告を 粉飾決算に関与して被告に相当な損害を与えたことに基づき、就業規則六九条二

理 由

一 原告は従来清水水産と雇用契約を締結し、同社に勤務していたこと、昭和四七年四月一日、原告は同社から同社との雇用契約を継続したまま被告への出向を命ぜられて、同日から被告に勤務したことは当事者間に争いがない。そして、原告本人尋問の結果(第一回)によれば、原告が清水水産と雇用契約を締結したのは、昭和二三年八月一日であったことが認められる。 二1 甲第一、第二号証及び証人a、同bの各証言、原告本人尋問の結果(第一

二1 甲第一、第二号証及び証人a、同bの各証言、原告本人尋問の結果(第一回)に弁論の全趣旨を総合すると、被告は、昭和二八年に設立されたが、その後まもなく経営不振に陥り、清水水産の子会社としてその支配下に置かれることとなり、そのため、清水水産の代表取締役が被告の代表取締役を兼務するほか、清水水産から被告に社員が出向することもあり、原告も昭和四七年四月一日に被告に出向を命ぜられて、同日以降被告に勤務していたこと、被告は、昭和五三年九月三〇日、清水水産から独立したが、それまで清水水産から被告に出向していた者は、本人の希望によって、清水水産に戻るか被告に留まるかを選択することになり、原告はこのとき被告に留まることを望んだので、清水水産から出向を解かれて同社を退職するとともに、以後被告の社員として被告に勤務することになったことが認められる。

2 被告は、昭和五六年一一月二五日、当時被告の業務課長であった原告が粉飾決算に関与して被告に相当な損害を与えたことを理由に懲戒解雇し、その後同年一二 月一五日、再び原告を採用し、原告はその後昭和六三年三月三一日まで被告に勤務 は昭和四八年当時被告の業務課長の地位にあり、当時の被告の総務課長りから、被告の対外的な信用のためにはどうしても決算で黒字とならなければならず、そのた の決算書に添付する架空の棚卸表を作成する必要があるから協力して欲しい旨の申入を受け、以後昭和五三年に現在の被告代表者に知られるまでこれに協力していた ものの、原告はこれを自己の不正行為の隠ぺい、あるいは役員の不正な賞与の取 得、蛸配当などのために行ったわけではなく、もっぱら会社や従業員の利益のため にはやむをえないと考えて行なったものであること、また、原告は、被告が原告を 解雇したとする昭和五六年一一月二五日当時、被告から懲戒解雇の通知を受けてい ないこと、原告には就業規則第六九条二項を根拠に懲戒処分が発令されたとされて いるが、同条項は無断欠勤を理由とする解雇を定めるものであって原告の場合には あたらないこと、原告は昭和五六年一一月、一二月にはその前後と変わりなく被告から給与の支払いを受け、また社会保険の関係でも被告との雇用が継続していた形となっていること、原告は、昭和五六年一二月になって、被告の求めにより、被告 「始末書」、 「詫び状」、「誓約書」といった書面を提出しているが、 れらの書面は雇用主が従業員を引き続き雇用する場合に要求する性格のものである と考えられ、これらの書面が原告の解雇を前提として徴求されたとするのは不自然 であること、被告は昭和五八年七月一七日に開催した創立三〇周年記念式典におい て、原告を勤続一〇年以上の者として表彰していることが認められ、これらの事実

によれば、被告が原告を有効に懲戒解雇した事実があったものとはいえない。 3 以上によれば、原告は、昭和五三年九月三〇日の公の日間、原告は、昭和五三年九月三〇日ののが相当であるのが相当でを記述してあるのである。 三 の各語で、第四人母語で、第二回の結果(第二人母語では、第二の各語、原年九月三〇日当時、第二回の表現におりには、第二のといれて、第二のとの表現におり、第二のとの、第二のとの表現に対け、原めるでは、第一本を基準した。 三 の各語のは、第二のとの、第二のとのでは、第二のとのでは、第二のと、第二のとの、第二のとのののでは、第二のとのでは、第二のとのでは、第二のとのでは、第二のとのでは、第二のとのでは、第二のとのでは、第二のとのでは、第二のとのでは、第二のとのでは、第二のとのでは、第二のとは、第二のに

と、六一二万二三二五円となる。 なお、甲第四号証は清水水産の退職金規定であり、そこには、退職金の支払基準 としてその計算の基礎には、基本給に「物価手当」を加える旨の記載があるが、右 退職金規定が効力を有していた時期が不明であるうえ、これを除いた前記各証拠に よれば、清水水産と退職金計算の方法を同じくする被告では、退職金の計算の基礎 となるのは基本給に限られていること、また、清水水産も後述のように、被告と退 職金負担の調整をする際、その前提としてやはり同様に基本給のみを計算の基礎に 考えていたことが認められるから、甲第四号証の右記載が前記認定を妨げるもので はない。

三〇年未満の場合の一・五を適用して原告に支払われるべき退職金額を計算する

なお、右合意は清水水産と被告との間のものであり、これにより直ちに原告が被告に対する退職金相当額の請求権を取得するものとはいえないが、右合意は退職金の支払を受けるについて利益を有する原告のために行われたものであるから、民法五三七条以下の定めるいわゆる第三者のためにする契約にあたるものであると解さ

れるところ、原告は昭和六〇年五月二五日ころ、被告に対し右金額を含め退職金を支払うよう請求しているのであるから(被告はこれを明らかに争わないので、自白したものとみなす。)、原告はこれにより被告に対し民法五三七条二項の意思表示をしたものということができ、結局、原告は被告に対し、右六一二万二三二五円の支払請求権を有するものというべきである。

六 以上によれば、原告の本訴請求は、六一二万二三二五円と七五万八〇五七円を合計した六八八万〇三八二円を求める限度で理由がある。また、原告のする遅延損害金の請求のうち、右六一二万二三二五円については、原告が被告に対し、民法五三七条二項の意思表示をした日の翌日である昭和六〇年五月二六日以降の分を求める限度で、また、七五万八〇五七円についても、右請求権が原告の退職によって当然に遅滞に陥るものであることを認めるに足りる証拠はないから、原告が被告に対して現実に退職金の支払を請求した日の翌日である昭和六〇年五月二六日以降の分を求める限度で理由がある。

よって、主文のとおり判決する。 (裁判官 磯部喬 伊藤紘基 濱口浩)